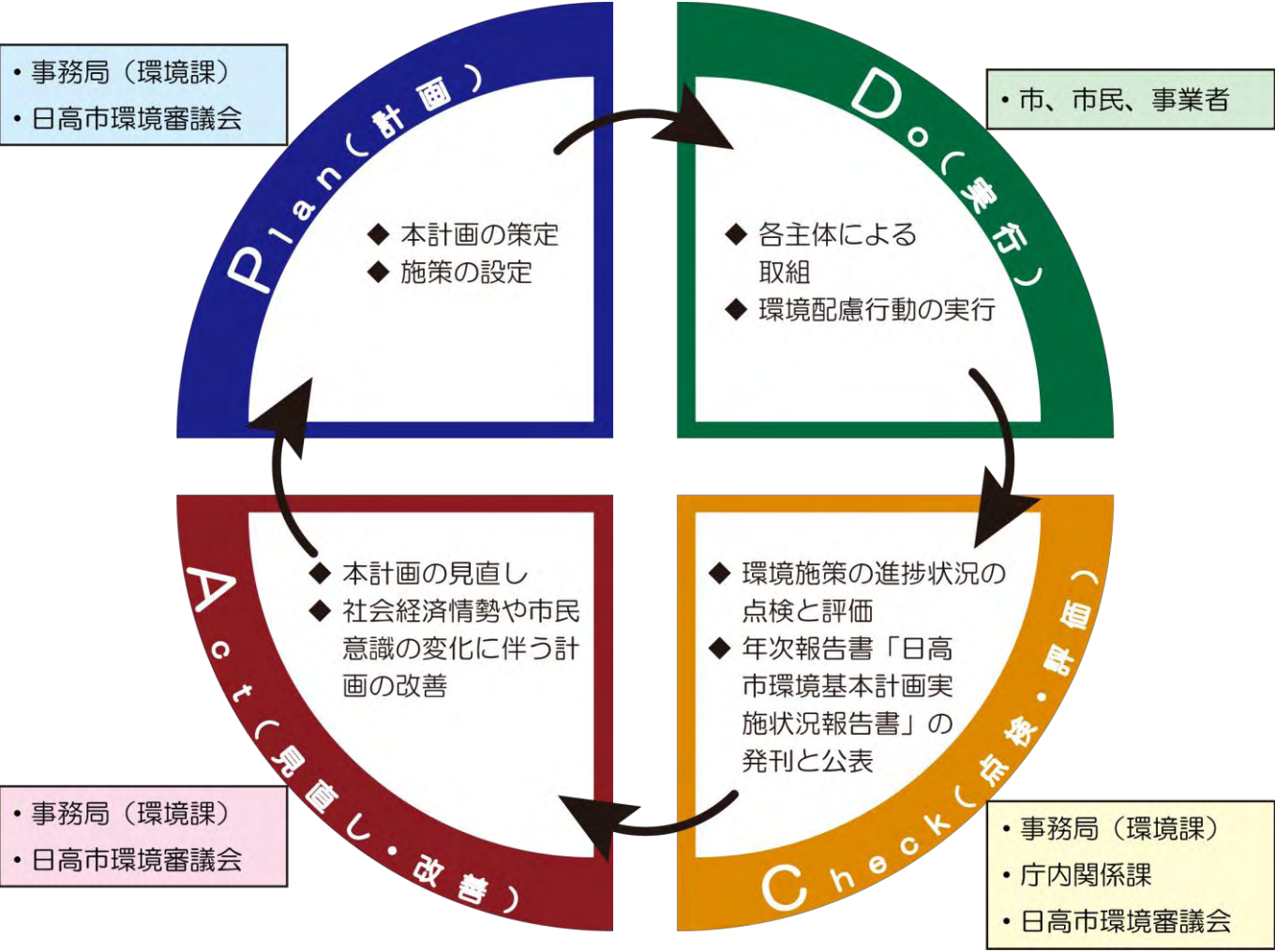


◆計画の推進体制と進捗管理◆

長期的な目標を視野に含め、三者（市・市民・事業者）が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。

また、本計画の実行性を確保するため、本計画の進捗管理は、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに基づき実施します。

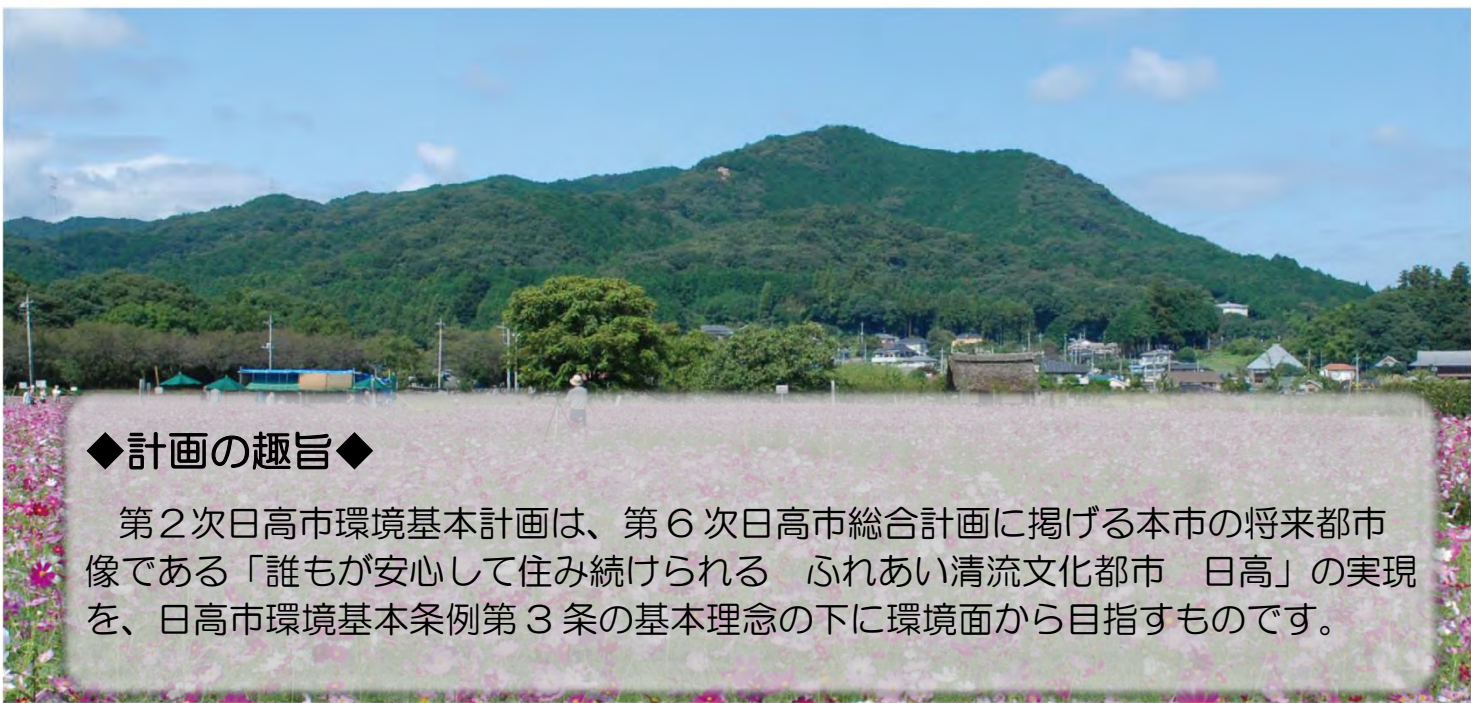
進捗状況については公表し、継続的な運用を図ります。



第2次日高市環境基本計画

豊かな自然を未来につなぐまち ひだか

概要版



◆計画の趣旨◆

第2次日高市環境基本計画は、第6次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」の実現を、日高市環境基本条例第3条の基本理念の下に環境面から目指すものです。



令和3年度～令和12年度

第2次日高市環境基本計画～概要版～

令和3年3月 発行

発行 日高市
〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地
電話：042-989-2111 FAX：042-985-3371
編集 日高市環境課 E-mail：kankyou@city.hidaka.lg.jp

◆計画策定の背景◆

本市では、平成23年3月に第1次となる「日高市環境基本計画」を策定して以降、今日まで環境に関する施策を推進してきました。

その間、温暖化やプラスチックごみなどの地球規模の様々な課題が提起されています。くわえて、私たちの日常生活においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「新しい生活様式」や、「2050年カーボンニュートラル宣言」による脱炭素化に向けた取組など、日々変化していく環境問題への適応が求められています。

このような環境課題に適応するため、今までの環境施策の展開の見直しを行い、今後10年間を見据えた「第2次日高市環境基本計画」を策定しました。

なお、本計画には「第2次日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「日高市気候変動適応計画」及び「日高市雨水の利用の推進に関する計画」を包含することとします。

◆計画の期間◆

計画の期間は、第6次日高市総合計画等との整合を図り、本計画に内包する第2次日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、日高市気候変動適応計画及び日高市雨水の利用の推進に関する計画も合わせ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

◆日高市の望ましい環境像◆

本計画を策定するにあたり、10年後の望ましい環境像を以下のように設定しました。

★豊かな自然を未来につなぐまち ひだか

◆SDGs（持続可能な開発目標）◆

SDGsは2015（平成27）年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。SDGsでは持続可能な社会を目指すための17の目標があり、それを具体化した169のターゲットが定められています。1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことができるという特徴があります。

本市においても、SDGsの考えを取り入れた取組を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。

＜SDGsの17の目標＞

1 貧困をなくそう

2 飢餓をゼロに

3 すべての人に健康と福祉を

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー平等を實現しよう

6 安全な水とトイレを世界中に

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8 働きがいも経済成長も

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

10 人や国の不平等をなくそう

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任つかう責任

13 気候変動に具体的な対策を

14 海の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも守ろう

16 平和と公正をすべての人に

17 パートナリーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

出典：国際連合広報センター

◆温室効果ガス排出量の削減目標◆

本計画では温室効果ガス排出量の削減目標を以下とし、実現に向けた施策を展開します。

指標名	単位	2013 (平成 25) 年度実績	2016 (平成 28) 年度実績	2025 (令和 7) 年度目標	2030 (令和 12) 年度目標	2050 (令和 32) 年度目標
市内における温室効果ガス排出量	千 t-CO ₂	1593.0	1462.9	1300.6	1178.8	検討中
	備考	基準年度	策定時の直近データ	基準年度比で18.4%削減	基準年度比で26.0%削減	—

◆本計画に包含される個別計画の背景と目的◆

第2次日高市地球温暖化対策
実行計画（区域施策編）

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の規定に基づき、地球温暖化対策に市域全体で取り組んでいくことを目的として策定するものです。

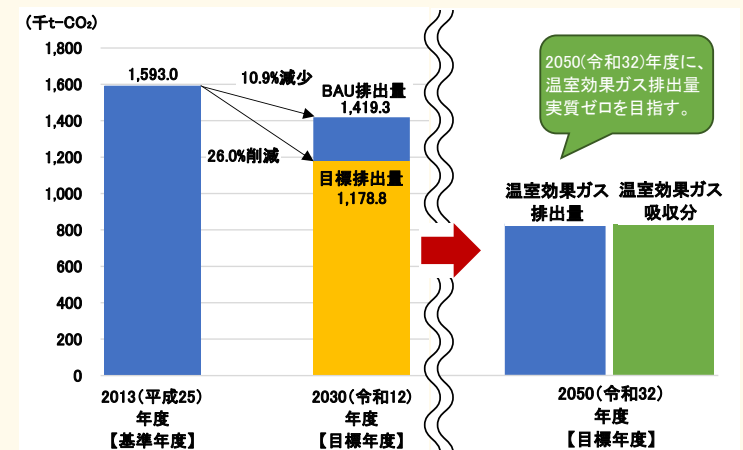
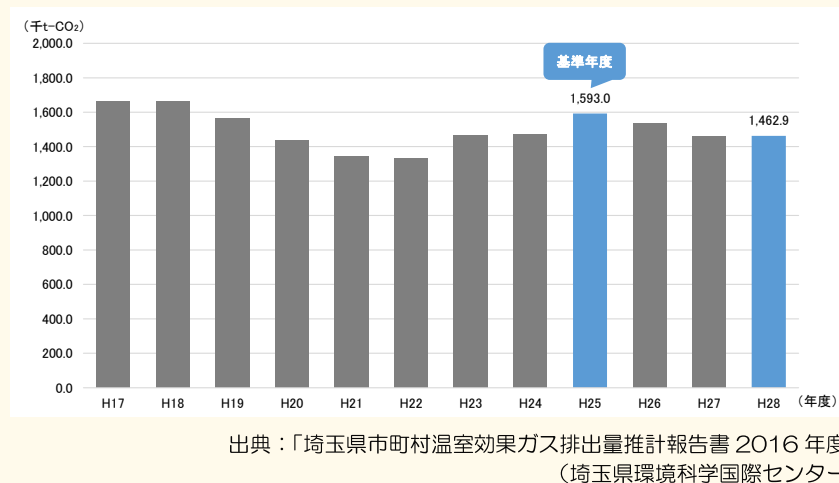
日高市気候変動適応計画

この計画は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）の規定に基づき、本市の地域特性を理解した上で、将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減することを目的し、策定するものです。

日高市雨水の利用の推進に
関する計画

この計画は、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）の規定に基づき、本市の地域特性を理解した上で、水資源の有効な活用を図り、あわせて河川等への雨水の集中的な流出の抑制に努めることを目的とし、策定するものです。

＜本市の温室効果ガス排出量の推移と目標値＞



基本目標 1.【地球環境】
 温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

取組方針 1
 日高市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 〈施策の方向性〉
 ・再生可能エネルギーの導入の推進
 ・温室効果ガス排出削減
 ・脱炭素社会の実現を目指すための施策の推進
 ・温室効果ガス吸収源の把握

取組方針 2
 日高市気候変動適応計画
 〈施策の方向性〉
 ・気象災害への防災対策の周知
 ・気候変動に適応するため、ソフト面・ハード面の両方から対応の検討
 ・熱中症予防策の推進

取組方針 3
 日高市雨水の利用の推進に関する計画
 〈施策の方向性〉
 ・雨水の河川への流出抑制
 ・雨水の利活用の推進

取組方針 4
 廃棄物に関する方策
 〈施策の方向性〉
 ・ごみの減量化に関する啓発の継続
 ・可燃ごみの削減の推進
 ・持続可能で資源循環型の処理システムの維持

指標名	単位	令和元年度実績	令和 7 年度目標
ごみ総排出量	t	17,642	16,211
ごみリサイクル率	%	99.7	99.8

基本目標 2.【自然環境】
 豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

取組方針 1
 みどりの保全と創出
 〈施策の方向性〉
 ・山林の保全
 ・都市緑化など、みどりの創出
 ・農地の保全と活用の推進

取組方針 2
 水辺環境の保全
 〈施策の方向性〉
 ・河川等の水質保全
 ・生き物の生息場所としての水辺環境の維持

取組方針 3
 生物多様性の保全
 〈施策の方向性〉
 ・特定外来生物の防除の推進
 ・有害鳥獣の対策の推進

指標名	単位	令和元年度実績	令和 7 年度目標
ふるさとの森指定面積	ha	23.2	25.5
都市公園面積	ha	40.87	43.11
遊休農地面積	ha	60	40



基本目標 3.【生活環境】
 快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

取組方針 1
 健康・安全の確保（典型 7 公害、生活公害など）
 〈施策の方向性〉
 ・事業者と協力した公害の未然防止
 ・公害相談への適切な対応
 ・環境情報（放射線・PM2.5 等）の定期的なホームページでの公表
 ・生活排水による河川等の水質汚濁の防止
 ・河川等の水質の保全のため、下水道事業の推進

取組方針 2
 快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）
 〈施策の方向性〉
 ・景観の保全
 ・空家等の発生予防、利活用や適正管理の促進
 ・ポイ捨てや不法投棄の防止
 ・環境美化に関する運動の推進

指標名	単位	令和元年度実績	令和 7 年度目標
合併処理浄化槽の設置割合	%	72.6	75.0
公共下水道（汚水）の整備率	%	67.9	88.1



基本目標 4.【教育・協働】
 環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

取組方針 1
 学びの場の創出
 〈施策の方向性〉
 ・環境教育・環境学習の普及の推進
 ・環境教育・環境学習の体制の整備
 ・環境情報の周知
 ・環境に関する認証制度やその他の世界、国、県が行う取組の啓発

取組方針 2
 協働の充実
 〈施策の方向性〉
 ・環境に関する保全活動の充実
 ・地域コミュニティの活性化

指標名	単位	令和元年度実績	令和 7 年度目標
エコアクション 21 認証登録件数	件	1	5
環境に対する啓発運動実施数	回	6	10
日高市の環境に関するホームページアクセス数	件	90,575	95,000



基本目標 1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、
地球にやさしいまちづくり

市が取り組むこと

- 日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、公共施設からの温室効果ガス排出削減に努めます。
- 温室効果ガス吸収源としてのみどりの保全・創出を推進します。
- 国や県と連携し、気象災害被害へ対応します。
- 公共施設への雨水利用施設の設置を検討します。
- 3R の取組を推進し、ごみの減量化・再資源化に努めます。

市民みんなで取り組むこと

- 徒歩や自転車、又はバスや電車等の公共交通を利用しましょう。
- 地元直売所やスーパーの地場産コーナーを利用しましょう。
- ハザードマップを活用し、気象災害に備えましょう。
- マイバッグ、マイボトルなどを活用し、不要なものを買わないようにする取組（リデュース）をしましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。

事業者が取り組むこと

- 節電や節水等により省エネオフィス化を進めましょう。
- 事業所への再生可能エネルギー機器の導入を促進しましょう。
- 異常気象や災害に備え、従業員の安全が確保された環境を整備しましょう。
- 雨水利用設備の導入を検討しましょう。
- グリーン購入を徹底しましょう。

基本目標 2.【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で
心やすまるまちづくり

市が取り組むこと

- 遊休農地の解消に取り組みます。
- 山林の適切な維持管理について支援します。
- 河川の定期的な水質調査を継続し、実態把握に努めます。
- 国や県と連携し、河川改修の際は生き物の生息場所が失われないように努めます。
- 生態系の保全に努めます。

市民みんなで取り組むこと

- 身近にある自然に興味や関心を持ちましょう。
- 生き物の生息場所となるみどりを大切にしましょう。
- 生き物の生息場所となる河川などの水辺環境を大切にしましょう。
- 自然を大切にする心を持ちましょう。

事業者が取り組むこと

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 動植物の保全活動に協力・支援しましょう。

基本目標 3.【生活環境】

快適に暮らせる、これからも
住み続けたいと思えるまちづくり

市が取り組むこと

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害に関する調査を継続します。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を促進します。
- 市の特性を生かした景観の形成のため、景観を阻害する屋外広告物に対して必要に応じて指導を行います。
- 空家等の発生予防に向けて、市民意識の醸成や所有者等の相談支援を行います。
- ポイ捨て指導を行います。

市民みんなで取り組むこと

- 環境にやさしい生活用品（石けん・洗剤等）を使用しましょう。
- 合併処理浄化槽の設置と維持管理を適正に行いましょう。
- 空き缶やたばこ等のポイ捨てをやめましょう。
- 空家等は周辺環境に影響を及ぼすことがないよう定期的に適正な管理をしましょう。

事業者が取り組むこと

- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。
- 有害化学物質に関する情報公開に努め、リスクコミュニケーションを普及しましょう。
- 不法な野外焼却はやめましょう。
- 事業所周辺の美化や所有地の管理に努めましょう。

基本目標 4.【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が
充実したまちづくり

市が取り組むこと

- 観察会や出前講座など、環境教育の機会の提供を図ります。
- 市内の学校と協力した環境教育を行います。
- 環境情報の発信に努めます。
- 環境審議会を開催し、環境施策への市民意見の反映を促進します。
- 市内の環境保全活動を支援します。

市民みんなで取り組むこと

- 子どもたちへ環境情報を伝えるようにしましょう。
- 広報ひだかや市ホームページなどから環境情報の取得に努めましょう。
- 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう。

事業者が取り組むこと

- 環境保全活動への積極的な参加・協力を行いましょう。
- 環境報告書の作成に努め、公表しましょう。
- エコアクション21、ISO14001など、環境に関する認証登録を目指しましょう。
- 事業活動による環境への負荷に関する情報について、可能な範囲で開示・共有化を図りましょう。